

Title	英国の食料及び原料 (其二)
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.2 (1917. 2) ,p.247(75)- 255(83)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170201-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の趣意に出でたるものにして、代議院委員會は特に共和黨の保護貿易主義に屈服するものに非ざる意を明にする爲め、「此戦争に伴ひ、染料の供給に生じたる變動は英吉利、日本と同じく、合衆國をして正常の状態の下に於ては、正當とす可からざる處置を必要とするに至らしめたり」と云へり。蓋し歐洲戦争前合衆國にはコールター染料の六工場ありて、四百人の職工を使備し産出額三千三百噸に及べりと雖も、歐洲の供給を受くる高は二萬五千七百噸にして、内二萬二千噸は獨逸の供給に係れり。即ち合衆國に於て産出せらるゝ絹、木綿、毛各種織物、塗料壁紙等は價格二十億弗に上れりと雖も、其需要する染料の大半は外國の供給に頼るものなり。唯染料に關する關稅は五年以後に至り、五箇年を期して、遞次低減せらる一方に、施行後五年に内國産額が内國需要額の六割に達せざるときは、廢止せらるゝの規定なるを以て、今後此幼稚な

る事業が法律に豫定せらるゝ時期に於て、果して保護を要せざるまでに發達するや否や、注目を要する所なり。

印刷料紙に就ては、從來一封度二仙半以下のものに限り、無稅品としたるが、今回此限度を五仙に引上げたり。是近時に於ける紙價の騰貴がアンダーウッド關稅法の所期に反し、多額の輸入を必要とするに至れるを以てなり。次に不正競争に關する條項は合衆國の産業を破壊するの目的を以て、外國の行はんとするダンピングに當らんとするものにして、輸入業者其他が單獨に使用する約定の下に輸入したる貨物には倍額の課稅を爲し加ふるに大統領は合衆國の産物、船舶商業家に不利の取扱を爲す國に報復を行ふの權能を與へられたり。關稅委員會の件并に第九項の雜件は他の諸項に於けるが如く、重大の關係なきを以て、之を省略したり。(以上アマリカン、エコノミック、レヴュー、一九一六年十二月號所載ロイ、ジー、ブラツケー氏新收入法抄譯)

英國の食料及び原料(其二)

氣 賀 勘 重

四

上掲以外の二種の食料品即ち生果實及び野菜に對して英國は一九一三年度に總計千七百五十萬磅を支拂ひしが、併し英本國內に於て生産され得る此種食料品の量額は更に之以上に大なる

ものあり。惟ふに小耕地の獲得を一層便らしむるの方法を設け、供給の蒐集並に鐵道陸路及び水路に依る其運輸の方法を一層改善し、生産者の中に於ける組合の發達を謀り、且つ更に多數人民をして果實及び野菜の供給中心と接觸するを得せしむるが如き市場制度を完成するに於ては、其供給は必ずや數年を出でずして現今以上に遙に満足す可き結果を示すに至る可し。今現在に於ける生果實供給の原産國を表示すれば左の如し。

生果實の輸入(單位千磅)

英國 屬 領		同 盟 諸 邦		中 立 諸 國		敵 國	
加奈太	七六六	佛蘭西	九九三	西班牙	三二一八	獨 逸	二二六
深 洲	三三〇	モロッコ	二一八	カナリー群島	七八三	獨領太平洋諸島	一五
英領西印度	一九〇	伊太利	六五四	米 國	一三五二	亞細亞土耳其	五四六
海峽諸島	一四六	白耳義	三一九	コスタリサ	六八一		
喜望峯	九九	葡萄牙	一六八	コロンビヤ	六〇四		
錫 蘭	七八	アールス	五〇	和 蘭	二四二		
英領印度	六			伯刺西	九四		

合計 一、六一五 合計 二、四〇二

諸威 二四
支那 一七
比耳西亞 四
合計 七〇一九 合計 七九七

就中、英國の海外屬領より輸入せる重要なる果實は加奈太よりの林檎七十三萬磅、濠洲よりの林檎二十九萬六千磅、西印度よりの「バナナ」十三萬三千磅、及び「オレンジ」五萬二千磅、海峽諸島よりの葡萄九萬六千磅、加奈太濠洲及び喜望望よりの梨總計九萬三千磅、錫蘭及び屬領よりの胡桃七萬八千磅等なりとす。

同盟國より輸入せる重なる果實は佛國より胡桃三十二萬三千磅、梅二十萬一千磅、梨千萬磅、伊太利より「レモン」三十九萬八千磅、巴丹杏十萬二千磅、胡桃類九萬磅、白耳義より梨十六萬二千磅、葡萄牙より林檎六萬五千磅、「モロッコ」より巴丹杏二十一萬八千磅等にして、中立諸國中英國に果實を輸入せるは西班牙及び其の殖民

地たる「カナリー」群島の總額四百萬磅強を最とし、單に西班牙のみより輸入せるもの「オレンジ」二百五萬磅、葡萄四十八萬六千磅、巴丹杏二十八萬二千磅、其他の胡桃類十三萬九千磅を算せり。其他「バナナ」は「カナリー」群島より七十五萬磅、「ユスタ、リサ」より六十八萬一千磅、「コロンビヤ」より六十萬四千磅を輸入し、其他の輸入を合して總額二百七十七萬二千六百八十八磅に達し、又米國よりは林檎百萬磅、梨二十三萬二千磅を輸入せるを見る。

次表は海外より英國に輸入せる主要なる蔬菜の供給源泉を示せるものにて、其蔬菜は重に葱

馬鈴薯及び赤茄子より成る。

蔬菜輸入表(單位千磅)

英國屬領	同盟諸國	中立諸國	敵國
海峽諸島 一、二六二	佛國 八七〇	西班牙 七六五	獨逸 四五七
埃及 一八三	白耳義 二二二	カナリー群島 七二三	和蘭 一〇六六
合計 一、三四五	合計 一、〇九二	合計 二、四九四	合計 四五七

由是觀之、英國が中立諸國より輸入せる蔬菜總額二百四十九萬四千磅は少しく英國屬領及同盟諸邦よりの輸入合計を超過せるを知る可し。就中、海峽諸島よりせる輸入は馬鈴薯六萬一千九百磅、赤茄子四十七萬二千磅、上掲以上の野菜七萬一千磅にして、埃及より輸入せる葱は十八

萬三千磅を算し、又佛國よりは葱三萬二千磅馬鈴薯五十五萬五千磅、赤茄子五萬四千磅、其他の蔬菜二十二萬九千磅、白耳義よりは葱二萬六千磅、馬鈴薯十八萬磅、其他の蔬菜一萬六千磅を輸入し、而して中立諸國及び獨逸より輸入せる蔬菜の種類及び價額は左の如くなりき。

和蘭	葱	馬鈴薯	赤茄子	其他
一六五、〇〇〇	五三二、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一七九、〇〇〇	一、〇〇〇
西班牙	五九六、〇〇〇	七五、〇〇〇	九三、〇〇〇	一、〇〇〇
「カナリー」群島	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	五八三、〇〇〇	一、〇〇〇
獨逸	一八〇、〇〇〇	四三二、〇〇〇	一七、〇〇〇	一、〇〇〇

斯表に依りて之を觀れば英國の極東殖民地は護謨の生産に於て嶄然一頭地を抜き中立諸邦よりせる供給の約二倍を英本國に供給しつつあるなり。

更に英國の羊毛輸入を觀るに其輸入總額は一九一三年度に於て三千七百七十萬磅にして其供給地は左表の如くなりき。

羊毛輸入表(單位千磅)

英國屬領		同盟諸邦		中立諸國		敵國	
澳洲	二、三〇一	佛國	一、六九二	亞爾然丁	二、二四一	土耳其	九二五
ニュージールランド	八、一六五	露國	五〇六	智利	八〇八	獨逸	二二一
南亞聯邦	六、〇〇七	白耳義	一、四三三	秘魯	五〇一		
英領印度	一、六五九	伊太利	六八	ウルグアイ	三九七		
フアルクランド島	二〇五	葡萄牙	四八	支那	二八五		
埃及	一一九			米國	一三二		
加奈太	二六			比耳西亞	五二		
合計	二八、四八二	合計	二、四五七	合計	四、三二六	合計	一、二二六

斯表より觀れば英國に輸入せる羊毛全額の五分の四は實に其屬領諸地より來れるものなり。併し、南亞英領よりの此輸入額の中には「アンゴラ」山羊をも包含すると同時に、土耳其よりの輸入も亦此種の羊毛に係り、又露國及び支那

よりの輸入には駱駝毛をも包含すると同時に、智利及び秘魯よりの輸入中には「アルバカ」「ツイクローナ」及び「ラマ」、毛をも含めりと知る可し。次に英國の木材輸入は世界各地より之を仰ぐものにて一九一三年度の其總輸入額は合計三千

三百七十八萬八千八百八十四磅に達せしが、其中年額五萬磅以上を同國に輸入せる邦國を示せば左の如し。

ば左の如し。

英帝國屬領		同盟諸國		中立諸國		敵國	
加奈太	三、六九八	露西亞	一、三七四〇	米國	五、一五四	獨逸	九七七
英領印度	七三九	佛蘭西	九六〇	瑞典	四、五九六	獨領西亞非利加	五二
ニゲリヤ	二二五	佛領西亞非利加	三、四三三	挪威	一、三九四	獨領國	一四六
澳洲	二一四	葡萄牙	二七八	和蘭	五八		
ゴールド、コースト	一九八	日本	五七	爪哇及蘭領西印度	五二		
英領ホンヅライ	一三五			暹羅	一一九		
英領ギアナ	五五			西班牙	九一		
計	五、二六四	計	一、五三七八	計	一一、五五三	計	一、二七五

即ち筆頭第一の木材供給地は同盟諸邦の千五百三十七萬八千磅にして、露西亞一國の大供給實に之が主因たり。然れども之と同時に中立諸國よりの輸入が英國屬領よりの輸入額の二倍に達せるは又注意す可き事實なりとす。

終に臨んで吾人は年額五百萬磅以上の食料及

英國への輸入國別表(單位百萬磅)

び原料を英國に供給せる二十一個の邦國を左に列擧す。列擧の順序は此兩種輸入額合計の多寡(第三欄)に據るも、同時に此等各國より英國に供給せる既製品の價格及び輸入總額を附記せり。蓋し以て比較參照に便せんが爲なり。

輸入原産地名	食料品	原料品	食料及原料合計	既製品	輸入品總計
米	五〇四	六四五	一一四九	二六四	一四一七
亞爾然	三五八	六三	四二一	〇三	四二五
英領印度	二〇〇	二二四	四二四	六九	四八四
露西亞	一五三	三二八	三八一	二一	四〇三
濠太利	一五六	一八四	三四〇	四一	三八一
加奈太	二〇九	七七	二八六	一七	三〇五
丁抹	二三三	〇三	二三六	〇三	二五八
獨逸	一六五	七一	二三六	五六一	八〇四
埃及	〇七	二〇三	二一〇	〇四	二一四
ニュー・ジールランド	八九	一一四	二〇三	—	二〇三
和蘭	一七二	二三	一九五	三九	二三六
佛蘭西	九二	六九	一六一	二九六	四六四
西班牙	五二	六四	一一六	二九	一四四
南亞聯邦	〇二	一一二	一一四	〇八	一二三
瑞典	二五	七五	一〇〇	四三	一四三
伯刺西	一四	八六	一〇〇	〇一	一〇一
錫蘭	四五	三二	七七	〇二	七八
海峽殖民地	〇九	六六	七五	八三	一五八
白耳義	二三	三六	五九	一七四	二三四
奧國	五一	〇三	五四	二三	七七
諸國	一四	三九	五三	二二	七四

其他、以上諸表に於て論及せられざりし食料品即輸入年額五百萬磅に達せざりし食料品に就き比較的重要な品目を列擧すれば一九一三年度に於ける(第一類)生魚の輸入總額は四百八十八萬七千磅にして内三百十六萬九千磅即ち六割五分は外國よりの輸入、百七十一萬八千磅即ち三割五分は英國諸國領よりの輸入に係り、(第二類)「コ、ア」の輸入は總計四百十二萬二千磅にして、内二百九十五萬七千磅即ち七割二分弱は外國諸國、百十六萬五千磅即ち二割八分強は屬領各地の供給に屬し、(第三類)葡萄酒の輸入は四百七萬八千磅にして、内三百九十三萬一千磅即ち九割六分四厘は外國の供給、殘餘十萬七千磅即ち三分六厘は屬領内よりの供給に

係り、(第四類)乾果實の輸入は總計三百四十八萬八千磅にして、其大部分は外國各地の供給に係り、屬領地の供給は僅に二萬四千磅に過ぎず、(第五類)茄菲の輸入は二百九十二萬一千磅にして其八割七分五厘強即ち二百五十五萬八千磅は外國の供給に屬し、屬領よりの輸入は三十六萬三千磅即ち一割二分四厘強に過ぎざりしを見る。然り而して此餘の食料品に至りては一九一三年度に於ける英國の輸入總額何れも總計二百萬磅に達せざりしなり。